

第5編
雪害対策編

雪害対策編

第1章 災害予防計画

(全 課)
【住 民】

第1 基本方針

本村における冬期間の積雪は県下では比較的少ないが、1月から3月の降雪は、日本列島の南岸を通過する低気圧に伴い、まれに見る大雪はこの時期に発生することが多く、一時的に交通及び鉄道、電気、通信施設等に被害を及ぼす。

このため、豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道、村道等の交通確保及び鉄道等の輸送電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1節 雪害に強いむらづくり

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶、建物倒壊災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害による被害に強いむらづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 5 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 6 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 7 雪害時における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 8 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 9 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び倒壊予防等の雪害が軽減される住宅の普及を図る。
- 10 雪害時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 11 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。

- 12 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 13 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いむらづくり

(1) 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いむらづくりを行う。

(2) 実施計画

ア 【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

県、市町村及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

イ 【村が実施する計画】

(ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れがある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待機所等の整備を行うように努める。

(イ) 雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。

(ウ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、県、村、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

特に、短期間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。

- (ウ) 集中的な大雪に対しては、国、県、高速道路事業者と連携し、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整して、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- (エ) 除雪オペレータの高齢化や減少等、村に必要な除雪体制確保に対応するため、担い手となる地域の建設業者の健全な存続や住民主体の除雪組織体制の強化に努める。
- (オ) 雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努めるものとする。(東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱)
- (イ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努める。(路線バス会社等)
- (ウ) 豪雪時の滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるので、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱が実施する計画】

- (ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。
- (イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化又は電線の難着雪化を行う。
- (ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。
 - a 電線の太線化

- b 難着雪化電線の使用
- c 支持物の強化
- d 冠雪対策装柱の採用
- e 雪害対策支線ガードの採用
- f 支障木の伐採

4 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

県と連携し、ガス施設安全確保、復旧に努めるものとする。

5 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話(株)長野支店)

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

6 医療の確保

(1) 基本方針

医療の確保を図るため、医療機関、病院等との連絡を密にし、緊急時に対応できる輸送道路や環境整備の充実を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

患者輸送車整備事業の実施

7 農林畜産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

県と連携し、雪害に対処するため、農林畜産物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。積雪による施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。なお、健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導や被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。

8 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法に基づき、建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

(イ) 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。

(ウ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

(イ) 建物倒壊等を防ぐため、雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

(ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行うものとする。

9 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校(以下この節において「学校」という。)においては、児童生徒の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】(教育委員会)

(ア) 児童生徒の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、通学路等の整備を図る。

(イ) 県が実施する対策に準じて、村の防災計画等をふまえ、学校長は緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮しながら適切な対策を行う。

10 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における村指定文化財(資料編参照)の中で老朽化等により、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】(教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

イ 【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

11 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努めるものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

雪害危険箇所等の調査

(a) 調査対象

- 交通途絶地域
- 融雪災害危険地域
- 土砂災害、地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- 危険地域の状況
- 危険・被害予想
- 警備措置(事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等)

12 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であるととともに、集中的な大雪が予想される場

合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪害危険箇所等の周知を図る。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

(イ) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(全 課)

【住 民】

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが、被害全体の規模を小さくすることにもつながる。このため、適切な除雪の実施、雪崩災害等の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 鉄道運行確保計画（鉄道各社）

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、地元市町村とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（鉄道会社）

ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたるものとする。

イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施するものとする。

ウ 雪崩発生危険個所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置をとり安全運行の確保を図るものとする。

エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市町村・住民等に協力を求めて給食・医療の万全を期するものとする。

オ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請するものとする。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話㈱）

ア 電気通信設備の復旧体制

(ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。

- (イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用するものとする。又通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。
- (ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく^{ふくそう}輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等の除雪等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県、村、社会福祉協議会等が実施する対策】

(ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

(ウ) 村は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校、（以下この節において「学校」という。）においては、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】（教育委員会）

学校においては、以下の対策を実施する。

ア 学校長は、児童生徒等及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

イ 学校長は、天候の急変に際して教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

エ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、こ

れを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における文化財（資料編参照）の中で、豪雪時において、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸さないよう雪下ろしを実施するものとする。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

ア 警備措置

(ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資器材等の確保
- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集・被害の調査等
 - (a) 事前情報
 - (b) 雪害発生時の情報
 - (c) 関係機関に対する連絡
- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 市町村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導
 - (d) 避難後の措置

- c 被災者の救出（救助）活動
 - (a) 人命救助活動
 - (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力
- (ウ) 雪害発生後の措置
 - a 犯罪の予防・取締
 - b 行方不明者の捜索・死体の見分
 - c 各種紛争事案に対する措置
 - d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
 - e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況
 - (b) 今後の見通し
 - (c) 復旧措置の状況
 - (d) 被災者の収容状況
- イ 交通の確保（規制）措置
 - (ア) 道路交通の実態把握
 - (イ) 関係機関との連絡協調
 - (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
 - (エ) 交通整理・取締員の配置
 - (オ) 交通情報の収集・提供
 - (カ) 交通安全施設等の視認性の向上
 - (キ) 交通規制等の広報

第3節 観測・予測体制の充実

(危機管理課・建設水道課)

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による村民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 住民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 長野地方気象台、県等からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

(イ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。

イ 【長野地方気象台が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 有線放送、ケーブルテレビ、ホームページ、メール配信等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

- (イ) インターネット、IT関連会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2章 災害応急対策計画

(危機管理課、建設水道課、関係各課)

(電気・通信会社)

第1 基本方針

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等
- 3 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、各関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

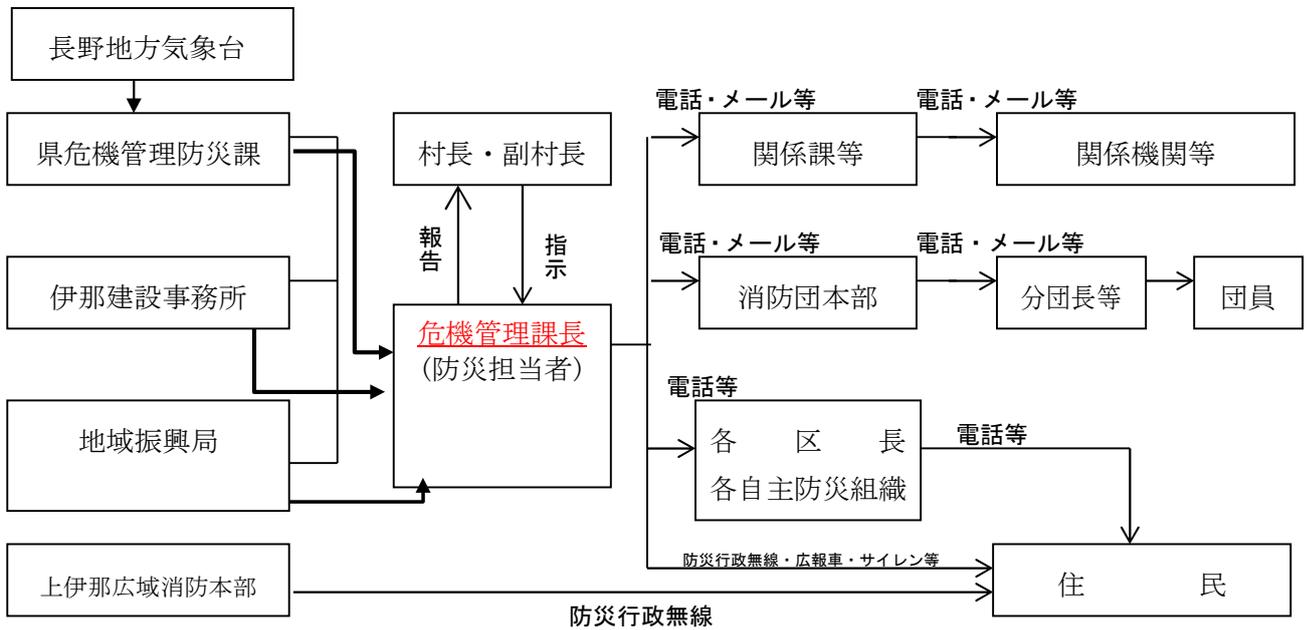
なお、活動体制については、風水害災害等対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照のこと。

(2) 実施計画

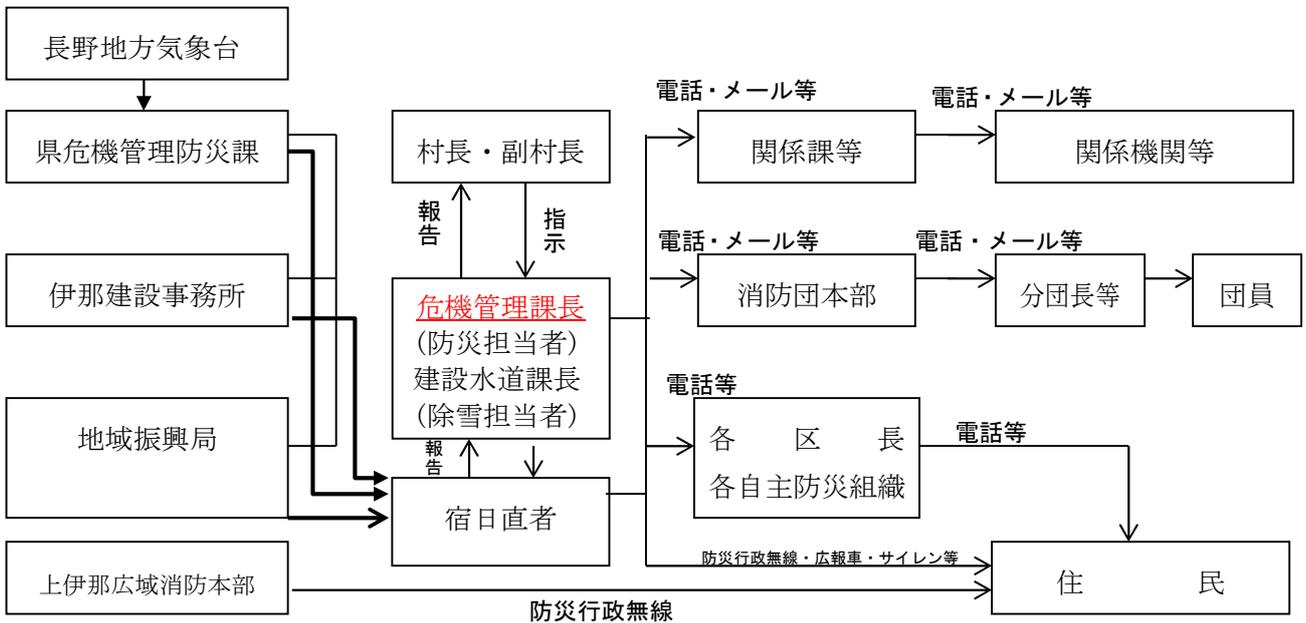
ア 【村が実施する対策】

雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、村においては、以下のとおり行うものとする。

a 勤務時間内



b 勤務時間外



イ 【長野地方気象台が実施する対策】

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

警報

種類	発表基準		
暴風雪 (平均風速)	平均風速17m/s 雪を伴う		
大雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ
	南部	上伊那地域	20cm以上
		木曾地域	20cm以上
		下伊那地域	20cm以上

注意報

種類	発表基準		
暴風雪 (平均風速)	平均風速13m/s 雪を伴う		
大雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ
	南部	上伊那地域	10cm以上
		木曾地域	10cm以上
		下伊那地域	10cm以上
なだれ	表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さが20cm以上で風速が10m/s以上。又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上。		
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。		
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上。 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上。		

- (注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な交通規制区間を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 村は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

- (イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- (ウ) 住民への避難指示等の伝達に当たっては市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2節 除雪等の実施と雪害の防止活動

(危機管理課、建設水道課、関係各課)

(電気・通信会社)

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 冬期における児童生徒の教育の確保
- 5 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 6 警備体制の確立による応急活動の実施
- 7 雪害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

(イ) 市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

道路交通の確保のため、関係機関の長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 鉄道運行確保計画

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運行規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、県、村等とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運行不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（東海旅客鉄道株）

ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたる。

イ 列車の運行を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運行規制を実施する。

ウ 雪害における危険個所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置を行い安全運行の確保を図る。

エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、村・住民等に協力を求めて給食・医療の手配に万全を期する。

オ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請する。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話株）

電気通信設備の復旧体制

- (ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努める。
- (イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用する。
- (ウ) 通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備する。
- (エ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施する。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための雪害救助員の派遣を行う。さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

【村、社会福祉協議会等が実施する対策】

- (ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。
- (イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校等(以下この節において「学校」という。)においては、児童生徒の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】(教育委員会)

学校においては、以下の対策を実施する。

- ア 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- イ 学校長は、豪雪によるスクールバス等の停止または遅延に際しては、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- ウ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における県・村指定文化財(資料編参照)の中で、文化財建造物等の耐久度により、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県(警察署)、村が実施する対策】

ア 警備措置

(ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資器材等の確保
- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集・被害の調査等
 - (a) 事前情報
 - (b) 雪害発生時の情報
 - (c) 関係機関に対する連絡
- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 村長の行う「避難指示(緊急)」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導
 - (d) 避難後の措置
- c 罹災者の救出(救護)活動
 - (a) 人命救助活動
 - (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力

(ウ) 雪害発生後の措置

- a 犯罪の予防・取締
- b 死体（行方不明者）の捜索及び検死に関すること
- c 各種紛争事案に対する措置
- d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
- e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況
 - (b) 今後の見通し
 - (c) 復旧措置の状況
 - (d) 被災者の収容状況

イ 交通の確保(規制)措置

- (ア) 道路交通の実態把握
- (イ) 関係機関との連絡協調
- (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
- (エ) 交通整理・取締員の配置
- (オ) 交通情報の収集・提供
- (カ) 交通安全施設等の視認性の向上
- (キ) 交通規制等の広報

第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

(全 課)

第1 基本方針

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行うものとする。

第2 主な活動

避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。
- (イ) 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。